

関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（骨子）

（_____は当初基本方針から変更した部分）

序章

都市の骨格が形成される段階を迎えている一方、我が国を取り巻く諸条件は大きく変化し、わが国経済社会の構造変革を促すような新たな時代潮流が形成されつつある。

21世紀の扉が開けられようとする今、本都市の役割がますます重要になっており、新たな段階、いわばセカンド・ステージを迎えた本都市建設の推進を図る。

第1章 都市建設の目標

1 意義及び理念

- (1) 文化の創造と交流
- (2) 新しい学術・研究の推進
- (3) 21世紀のパイロット・モデル都市の建設

2 都市の機能

- (1) 文化創造の拠点としての機能及び今後の学術・研究、産業活動のあり方を先導する機能の整備。
- (2) 本都市で行う活動の成果を国内だけでなく、世界に向けて発信する機能の整備。
- (3) 文化の薫る住みよい街づくり、世界に開かれた街づくり。

3 施設等の整備の方向

21世紀初頭までに都市が概成されるよう、次に掲げる整備等を図る。

- (1) 文化学術研究施設等の整備
- (2) 産業の振興
- (3) 居住環境の整備
- (4) 都市機能の整備
- (5) 広域的な交通施設、情報・通信基盤施設の整備

第2章 都市建設における学術、産業及び行政の各分野の協力の方針

(1) 学術の分野

大学・研究所等の立地、水準の高い研究・教育、機動的な学術研究体制の整備、様々な形態の交流。

(2) 産業界

研究施設等の立地、新産業の創出・育成、文化・学術等への参画・支援。

(3) 国及び地方公共団体

公共・公益的施設の整備、文化学術研究施設等の整備・誘導、支援・指導、地方公共団体の連携。

(4) 都市基盤整備公団及びその他の開発事業者

基盤整備、都市運営に積極的参加、特に公的事業主体は、主導的に事業を推進。

(5) 企画調整機能を担う主体

財団法人関西文化学術研究都市推進機構は、都市建設の企画・推進、情報の発信、関係者間の合意形成等を促進、株式会社けいはんなは、国内外を視野に入れた交流・連携等に必要事業を推進。

(6) その他各分野の協力等に関する事項

各分野は協力し、自律的都市形成、パイロット・モデル都市としての街づくりに努める。
住民、研究者等の参加する多様な組織形態を取り入れ、取り組みを多様化、重層化。

第3章 人口規模及び配分並びに土地の利用に関する基本的事項

1 人口の規模及び配分

人口はおおむね41万人。うち、文化学術研究地区の人口はおおむね21万人。また、文化学術研究地区内の従業人口はおおむね7万人。

2 土地の利用

「文化学術研究地区」及び「周辺地区」により構成。

都市全体の面積は15,000ha、文化学術研究地区の面積はおおむね3,600ha。

第4章 文化学術研究地区の配置及び整備の方針

(1) 田辺地区

同志社大学を中心とする大学等教育研究施設の整備・充実。

(2) 南田辺・狛田地区

文化学術研究施設、住宅施設、都市的サービス施設及び広域レクリエーション施設等の整備。

(3) 木津地区

光量子科学センター（仮称）などから成る研究開発、先端産業の拠点としての整備。

大規模な住宅地としての整備及び都市的サービス施設の整備。

(4) 精華・西木津地区

本都市の中心地区として位置づけ、国立国会図書館関西館（仮称）、勤労体験プラザ（仮称）の整備等中枢的な文化学術研究施設の集積及び文化学術研究交流施設を充実。

住宅施設、都市的サービス施設及び自然環境をいかした公園緑地等の整備。

(5) 平城・相楽地区

大規模な住宅地、生活関連の文化学術研究施設の集積立地、都市的サービス施設等の整備。

(6) 氷室・津田地区

先端的な研究・教育施設、研究開発型産業施設等の整備、住宅施設の整備。

(7) 清滝・室池地区

自然レクリエーションの拠点としての施設、研修、教育研究等を行う施設、住宅施設の整備。

(8) 田原地区

住宅施設等の整備、研修等を行う施設、産業施設等の整備。

(9) 平城宮跡地区

特別史跡平城宮跡の保全、整備、文化財、考古学に関する文化学術研究施設の充実、強化。

(10) 高山地区

奈良先端科学技術大学院大学を中心に情報通信等を対象とする施設、住宅施設の整備。

自然環境をいかした公園緑地の整備、京阪奈新線計画を踏まえた、複合的都市機能の整備。

(11) その他の文化学術研究地区

普賢寺地区、北田原地区においても、計画性をもって整備。

第5章 文化学術研究施設の整備に関する基本的事項

文化学術研究施設としての次の施設の整備を図る。

- ① 文化、芸術に関する高度な研究、教育及び一般啓発等を行う施設
- ② 大学等の教育・研究施設
- ③ 創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発を行う施設
- ④ 文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設
- ⑤ 文化・学術・研究を支援する情報提供施設

第6章 文化学術研究交流施設の整備に関する基本的事項

文化・学術・研究に係る交流及び共同研究を推進するため、精華・西木津地区に、一を限り整備。内閣総理大臣は、施設の設置及び運営を目的とする株式会社を一を限り指定する。

第7章 周辺地区の整備及び保全に関する基本的事項

(1) 市街地等

道路、河川、公園、緑地、水道、下水道等の施設の整備、駅周辺等の整備等。

(2) 農業的利用区域

良好な生活環境を備えた都市近郊型農業地帯として整備、保全。

(3) 緑地区域及び森林

緑地区域の本都市にふさわしい自然環境の保全とその活用、森林の整備・保全。

第8章 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項

防災性及び住民や研究者の利便性の向上、環境への負荷の低減や自然との共生並びにパイロット・モデル都市の形成等に配慮しつつ、次の施設の整備を推進する。

1 公共施設及び公益的施設の整備

(1) 交通施設

① 広域交通施設

第二京阪道路、京奈和自動車道、一般国道163号、第二名神高速道路の整備、学研都市連絡道路（仮称）、宇治木津線（仮称）の計画具体化、VICS等の導入。

京阪奈新線の段階的整備、既存路線の輸送力増強、片奈連絡線の整備についての検討。

② 地域交通施設等

幹線道路等の整備、鉄道駅を中心とする交通結節機能の強化、バス輸送網等の整備。

共同溝、電線共同溝等、交通安全施設等の整備。

(2) 水資源開発施設

(3) 水道及び下水道

(4) 国土保全施設

(5) 公園、緑地等

(6) 廃棄物処理施設

(7) 教育施設、厚生施設及び行政サービス施設

(8) 文化施設及び商業施設

(9) スポーツ・レクリエーション施設

(10) 情報・通信基盤施設

(11) 都市エネルギー供給施設

2 住宅施設その他の施設の整備

良好な環境を有する住宅・宅地の整備、健全なコミュニティが形成されるよう配置。

文化・学術・研究の成果を活かす又は支援する産業施設の集積、新しい都市型産業施設の整備。

第9章 その他都市建設に関する基本的事項

1 防災への配慮

2 環境の保全

3 文化財の保護

4 地価等への配慮

5 良好な景観の形成